指定介護予防支援重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」

1. 事業の目的、運営の方針

(1) 事業の目的

利用者の方の心身の特性を踏まえて、その方の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の方の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、様々な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とします。

(2) 運営の方針

利用者の方の意思及び人格を尊重し、利用者の方に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービスの事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に事業を実施します。また、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との綿密な連携を図ります。

2. 事業所の名称、所在地

(1) 事業所の名称

敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」(以下「事業所」といいます。)

(2) 所在地

敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

3. 従事者の職種、員数及び職務内容

(1)管理者 1人

管理者は主任介護支援専門員であり、当事業所の従事者の管理及び指定介護予防支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、主任介護支援専門員として、他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導、その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うとともに自らも指定介護予防支援の提供も行います。

(2)介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は指定介護予防支援の提供を行います。

4. 営業日、営業時間

(1) 営業日

営業日は日曜日から土曜日までです。ただし、第1土曜日及び第3土曜日並びに1 2月29日から翌年1月3日までの年末年始は除きます。

(2) 営業時間

営業時間は午前8時30分から午後5時30分までです。

5. 指定介護予防支援の提供方法及び内容

- (1) 相談を受ける場所は当事業所または利用者の方の自宅等とします。
- (2) サービス担当者会議の開催場所は利用者の方の自宅等とします。
- (3)介護支援専門員は、少なくともサービスの提供開始月、サービスの評価期間終了月及 び提供開始月の翌月から換算して3ヵ月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があっ た場合は利用者宅を訪問し面接を行います。
- (4) 指定介護予防支援の内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3 月14日厚生労働省令第37号)第30条の規定により行います。

- (5) 利用者の方は当事業所に対して、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができるものとします。
- (6) 利用者の方は、当事業所の介護支援専門員がケアプランに位置付けた指定介護予防サービス事業者等について、当該事業者を位置づけた理由の説明を求めることができるものとします。

6. 利用料

利用料は無料です。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービス以外のときは、厚生労働大臣が定める基準額(別紙のとおり)をいただきます。

7. 緊急時等の連絡

当事業所の従事者は、利用者宅を訪問した際、利用者の方に不測の事態が発生したときは、利用者の家族等に速やかに連絡するとともに、必要な処置を講じます。

8. 秘密の保持

当事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も一切漏らしません。

9. 苦情の申立

当事業所が行う指定介護予防支援の内容や当事業所の介護支援専門員が作成した介護 予防サービス・支援計画に基づき提供されたサービス等に対し、疑問や苦情のあるとき は、当事業所及び苦情処理機関において受け付けます。なお、連絡先、苦情処理のため の体制・手順は別紙のとおりです。

利用者同意欄

令和 年 月 日

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏 名 印

署名代行者 住 所

本人との続柄

氏 名 印

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口(連絡先)

〇敦賀市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所「あいあい」の管理者及び介護支援専門員

相談責任者:管 理 者 西巻 多美子 電話:0770-22-5008 ファックス:0770-22-3785

〇敦賀市福祉保健部長寿健康課 電話:0770-22-8180

〇福井県国民健康保険団体連合会 電話:0776-57-1614

〇福井県社会福祉協議会運営適正化委員会 電話:0776-24-2347

2. 当事業所が苦情処理を行うための処理体制・手順

